

令和3年3月15日

芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会

委員各位

芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会事務局

令和2年11月19日付け「部落差別解消推進に関する条例化について」
に対する委員からのご意見に対する市の見解について

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろは、芦屋市の人権行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

また、書面開催の第3回懇話会につきましては、多くのご意見をいただきありがとうございます。
ございました。

さて、見出しの件について、下記のとおりこれまでの経緯と市の見解をお示いたします。

記

1 これまでの経緯

第2回懇話会において、委員より「芦屋市部落差別解消推進に関する条例の制定については指針があるので検討していないということですが、令和2年9月に芦屋市障がい者を理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例が制定されたことを受け、その整合性について市としてどのように考えているのか。」という主旨の質問がありました。

これに対し、11月19日付け文書「部落差別解消推進に関する条例化について」により市の考え方を説明したところですが、その文書に対しまして、本年2月2日付けで清水副会長、荒西委員連名で別紙のとおり文書が提出されましたので、下記のとおり市の見解をお示いたします。

2 市の見解

11月19日付け文書でご説明しましたとおり、本市においては、部落差別の解消は重要な人権課題であると認識し、人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づき、部落差別解消推進法が地方公共団体に求めている施策を計画的に実施しています。

現在策定中の第4次指針におきましても同様に、同和問題（部落差別）を主な人権課題に含め、策定過程においては本懇話会の委員の皆さまや市民の皆さま、また、市議会へもご報告し、いただいた様々なご意見を反映しながら策定し、来年度よりこの第4次指針に沿って継続的に取り組んでまいります。

従いまして、条例化は予定しておりませんが、今後とも県や他市の状況、全国的な

動向を注視してまいります。

なお、今回両委員から提出されました文書の冒頭で、「森田部長名の説明文書にある『部落差別解消推進法は、国と地方自治体に対する責務を明らかにするもので、国民や事業者に対しての義務や努力義務の記載はありません。』という理由は部落差別解消推進法の条例化ができない理由ではなく、制定しない結論ありきの説明です。」というご指摘がありました。これにつきましては、「芦屋市障がい者を理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」制定との整合性を問われたことに関して、障害者差別解消法と部落差別解消推進法との違いを説明したもので、条例を制定しない理由は上記に記載したとおりですので、ご理解いただきますようお願いいたします。